



石運輸第955号の2
石運整第443号の2
平成28年2月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長



貸切バスのシートベルトの着用徹底について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び北陸信越運輸局自動車技術安全部長より別紙写し(平成28年2月4日付け 北信交監第183号及び北信技保第90号)のとおり通達がありましたので、了知されたい。



北信交監第183号
北信技保第90号
平成28年2月4日

石川運輸支局長 殿

自動車交通部長
(公印省略)

自動車技術安全部長
(公印省略)

貸切バスのシートベルトの着用徹底について

標記について、自動車局安全政策課長から別添写し（平成28年2月3日付け国自安第247号）のとおり通達があったので了知願います。

また、本件について、貴支局管内の全ての一般貸切旅客自動車運送事業者に対して周知・徹底を図るとともに、街頭監査の際に、乗客の利便を妨げない範囲において別添リーフレットを配布し、乗客へのシートベルト着用の励行を図るなど、輸送の安全確保の徹底に万全を期されるようお願い致します。

なお、県警察等から、共同での実地指導、キャンペーン活動等に協力を求められた場合には、貴支局における体制等の実情に応じ、可能な範囲でご協力をお願い致します。



国自安第247号
平成28年2月3日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長

貸切バスのシートベルトの着用徹底について

本年1月15日、長野県北佐久郡軽井沢町の国道18号線碓氷バイパスにおいて、貸切バスが反対車線を越えて、道路右側に転落、乗員・乗客15名が死亡し、乗客26名が重軽傷を負うという重大な事故が発生した。

本件事故の発生要因等については長野県警察において現在捜査中であるが、本件に関連する報道では、この種の貸切バス等では、乗客がシートベルトを着用していないことが多いとの指摘がなされているところである。

シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減したり、車外放出の危険性を低くする等、死亡事故防止に効果があり、また、道路交通法（昭和35年法律第105号）において全ての座席においてシートベルトを着用させるよう運転者に義務付けられていることから、標記について、別添写しのとおり警察庁交通局交通企画課長とともに関係団体あて通知したところであるが、貴局においても管内全ての一般貸切旅客自動車運送事業者に対し周知・徹底を図るとともに、街頭監査の際に、乗客の利便を妨げない範囲において別添リーフレットを配布し、乗客へのシートベルト着用の励行を図るなど、輸送の安全確保の徹底に万全を期されたい。

なお、各都道府県警察等から、共同での実地指導、キャンペーン活動等に協力を求められた場合には、各地方運輸局・運輸支局における体制等の実情に応じ、可能な範囲で協力を行うこと。



国自安第247号
平成28年2月3日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

貸切バスのシートベルトの着用徹底について

本年1月15日、長野県北佐久郡軽井沢町の国道18号線碓氷バイパスにおいて、貸切バスが反対車線を越えて、道路右側に転落、乗員・乗客15名が死亡し、乗客26名が重軽傷を負うという重大な事故が発生した。

本件事故の発生要因等については長野県警察において現在捜査中であるが、本件に関連する報道では、この種の貸切バス等では、乗客がシートベルトを着用していないことが多いとの指摘がなされているところである。

シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減したり、車外放出の危険性を低くする等、死亡事故防止に効果があり、また、道路交通法（昭和35年法律第105号）において全ての座席においてシートベルトを着用させるよう運転者に義務付けられていることから、標記について、別添写しのとおり警察庁交通局交通企画課長とともに関係団体あて通知したところであるが、貴局においても管内全ての一般貸切旅客自動車運送事業者に対し周知・徹底を図るとともに、街頭監査の際に、乗客の利便を妨げない範囲において別添リーフレットを配布し、乗客へのシートベルト着用の励行を図るなど、輸送の安全確保の徹底に万全を期されたい。

なお、各都道府県警察等から、共同での実地指導、キャンペーン活動等に協力を求められた場合には、各地方運輸局・運輸支局における体制等の実情に応じ、可能な範囲で協力を行うこと。

別紙

警察庁丁交企発第7号
国自安第247号
平成28年2月3日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

警察庁交通局交通企画課長

国土交通省自動車局安全政策課長

貸切バスのシートベルトの着用徹底について

本年1月15日、長野県北佐久郡軽井沢町の国道18号線碓氷バイパスにおいて、貸切バスが反対車線を越えて、道路右側に転落、乗員・乗客15名が死亡し、乗客26名が重軽傷を負うという重大な事故が発生した。

本件事故の発生要因等については長野県警察において現在捜査中であるが、本件に関連する報道では、この種の貸切バス等では、乗客がシートベルトを着用していないことが多いとの指摘がなされているところである。

シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減したり、車外放出の危険性を低くする等、死亡事故防止に効果があり、また、道路交通法（昭和35年法律第105号）において全ての座席においてシートベルトを着用させるよう運転者に義務付けられているところであるが、今般改めて下記事項について貴協会傘下会員に対し周知・徹底を図られたい。

記

- 1 乗客の安全を確保するため、次の事項について徹底すること。
 - (1) シートベルトを座席に埋没させないなど、シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
 - (2) 別添リーフレットの座席ポケットへの備付け等により乗客へのシートベルトの着用の注意喚起を行うこと
また、貴協会において配布しているステッカーや事業者が各自作成しているステッカーについても、座席に貼付するなど積極的に活用すること
 - (3) 車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すこと
 - (4) 発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認すること
(交替運転者や添乗員の補助を得ることも可)
- 2 その他、待合室や営業所への備付け、安全キャンペーンでの街頭配布を始め、あらゆる機会を捉え、別添リーフレットを配布すること等により、シートベルト着用の励行を図ること。
- 3 乗務員に対し、適正にシートベルトを着用するよう指導すること。

バス乗車の際は
シートベルトを締めましょう

シートベルトを着用しないと、

高速道路で 約9倍

一般道路を含めると 約14倍

命の危険性が高まります!!



※ 出典:平成26年 交通事故統計(シートベルト着用有無別致死率)